

青森県ふるさと納税返礼品提供事業者 募集要領

令和8年1月30日最終改正

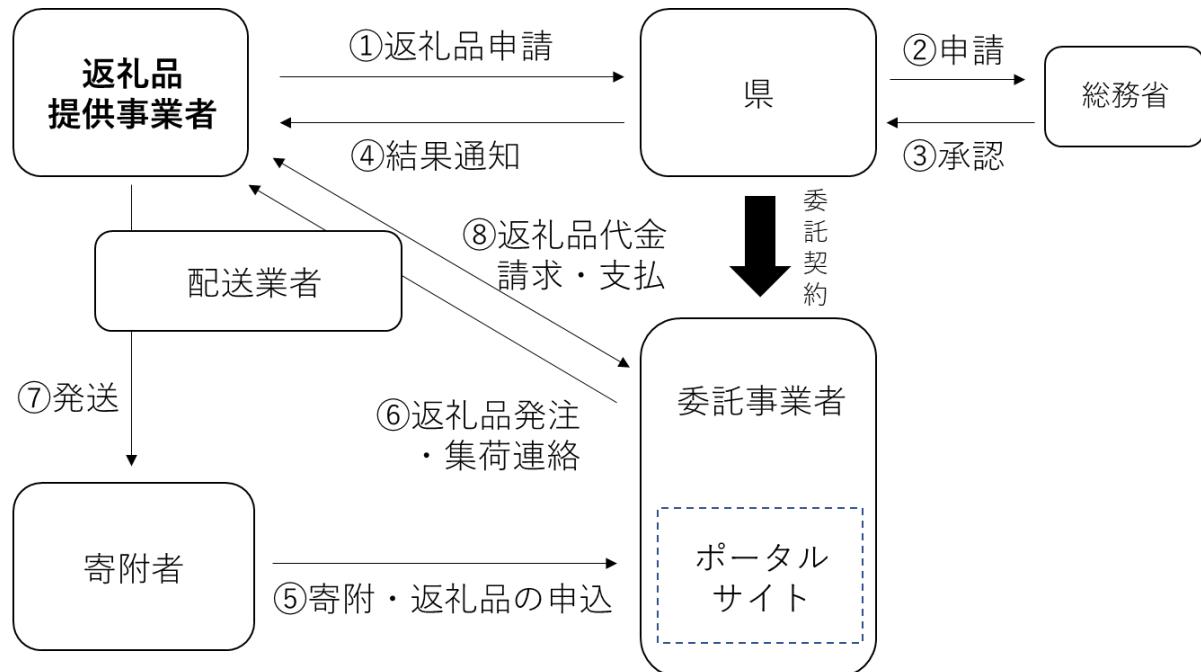
1 目的

ふるさと納税制度により、青森県（以下「県」という。）へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し、県ゆかりの商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県への寄附促進、魅力発信、地域振興等につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するものである。

2 募集概要

- (1) 返礼品は、寄附者が寄附額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっている。返礼品提供事業者の返礼品が、ふるさと納税返礼品として認められた場合は、県が利用契約を締結するふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介することができる。
- (2) ふるさと納税の返礼品取扱業務を効率的・効果的に運営するため、県は返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者に委託する。
返礼品提供事業者は、自社の物品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすものとする。
- (3) 県は、返礼品の商品代に加え、送料を負担するものとする。

【事業イメージ】



3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、全ての要件を満たした事業者であっても、県が適当でないと判断した場合には、返礼品提供事業者として認めない場合がある。

- (1) 県内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行ってい

る事業者であること。ただし、本県産業の振興や魅力発信、県産品等のPRにつながると判断される場合はこの限りでない。

(2) 県税に未納がないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないものであること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与していないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されていること。

(6) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。

(7) ふるさと納税制度の趣旨及び「1目的」の内容に賛同し、返礼品について適切な品質管理及び寄附者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。

(8) 返礼品提供業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、事前に県の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、返礼品提供業務等の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(10) 返礼品提供業務等に当たり、直接又は間接に知り得た県の業務の内容を他に漏らさないこと。

(11) インターネットに接続できる環境があり、県が委託する事業者等と電子メールのやり取りが可能であること。

4 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすこと。ただし、全ての要件を満たした物品・役務であっても、県が適当でないと判断した場合には、返礼品として認めない場合がある。

なお、返礼品提供事業者あたりの提供品数は定めないが、返礼品申請時に限らず、状況により商品数の制限が行われる可能性がある。

(1) 共通

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項に規定する、総務大臣の定める基準（平成31年総務省告示第179号第5条各号。以下「地場産品基準」という。様式2を参照。）に適合するものであり、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 県の魅力発信や地域産業の振興に資するもの。

エ 返礼品の価格は、1,500円以上の提案とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。

オ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、その他の各種法令等を遵守していること。

カ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと（専ら一般的な観光目的等の場合を除く。）。

キ 物品・役務に関する情報が開示できること。

ク 年間を通じて安定的な提供と品質管理が可能なものであること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）。

ケ 商品の受発注を速やかに行うことができるものであること。

コ 業として提供している物品・役務であって、個人が私的に提供するものでないこと。

サ 返礼品に関する情報（物品・役務の写真及び説明文のデータ）が提供可能であること。写真データ等については、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ場合には、利用の許諾を得ていること。

シ 寄附金額は、返礼品の価格に3分の10を乗じた額を参考に県が決定することとする。

（2）物品

ア 発送の衝撃等を考慮し、一定の耐久性を備えたもの又はそれを考慮した配送手配が可能なものであること。

イ 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（少なくとも5日間程度）の賞味期限等が保証されていること。

ウ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収および再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とすること。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

エ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、県は一切負担しないこととする。

オ 自ら生産・製造したものではない場合は、県の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

カ キャラクター等を使用する場合で、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

キ 県が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。

（3）役務

ア 県内でサービスが提供されること。

イ 県内の地域資源を利用していること。

ウ 利用に当たっての申請方法等が確立しており、寄附者との連絡・調整を行う体制が整っていること。

エ 安全性への配慮が十分なされたものであること。

オ 寄附者に対し、役務提供が受けられることが分かる利用券等（電子利用券やメール等を含む。）を発行し、事前に利用日を指定しないものについては有効期限（送付後1年程度）を示すこと。

カ 天候等、寄附者の責めに帰すことのできない理由で役務の提供ができない場合は、代替日等を設定するよう努めること。

（4）その他

上記に関わらず、県が特に認めたものについて、返礼品提供事業者及び返礼品として認める場合がある。

5 返礼品提供事業者の特典

- (1) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイト及びあおもり産品情報サイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することができる。
- (2) 返礼品提供事業者は、県のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。
- (3) 県がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。なお、紹介する返礼品は、寄附者からの申込状況や広報元の依頼に基づいて県が決定するものとする。
- (4) 返礼品の発送に当たり、自社製品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができる。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とする。

6 申請及び結果の通知

(1) 提出書類

新たに返礼品提供事業者として登録を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、すでに登録を受けている返礼品提供事業者が新たな返礼品の提供を提案する場合は、イの書類のみ提出すること。

また、提出した内容に変更が生じた場合は、隨時書類を提出すること。返礼品変更が生じる日の7日前までに、イの書類を提出するとともに、委託事業者へ報告すること。

- ア 「青森県ふるさと納税 返礼品提供事業者登録（変更）申請書」（様式1）
- イ 「青森県ふるさと納税 返礼品登録（変更）申請書」（様式2）
- ウ 「暴力団等の排除に関する誓約書」（様式3）
- エ 付加価値の算定証明書（様式4）

※返礼品が地場産品基準3号に該当する場合、該当する全ての事業者において証明が必要であり、サイズ・容量違いであっても個別に証明書を提出すること。

オ 県税納税証明書

(2) 募集期間・提出先等

- ア 募集期間：第1期 4月1日～ 6月30日 (返礼品追加時期（目安）：10月頃)
第2期 7月1日～ 9月30日 (" : 1月頃)
- 第3期 10月1日～12月31日 (" : 4月頃)
- 第4期 1月1日～ 3月31日 (" : 7月頃)

イ 提出先：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号
青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課
017-734-9571
furusatokifukin@pref.aomori.lg.jp

ウ 提出方法：郵送または電子メール

(3) 結果の通知

全ての申請者に対し、文書で通知する。

(4) その他

- ア 申請書の作成及び提出等に要する費用は、申請者が負担する。
- イ 提出後の書類等は、採用・不採用にかかわらず返却しない。
- ウ 県は、提出のあった申請書等を審査以外には無断で使用しない。審査の際は、必要な範囲において、申請者に通知することなく複製を作成することがある。

7 契約の締結

県は、委託事業者に対し、新たに登録した返礼品提供事業者との契約締結に向けた交渉を行うよう依頼する。なお、特段の事由がある場合を除き1年以内に委託事業者との間で契約締結が行われない場合は、返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

8 返礼品の提供辞退・取扱停止

返礼品提供事業者は、返礼品採用決定後に、登録内容について辞退する場合には、速やかに委託事業者へ報告するとともに、県に書面（様式任意）で申し出ること。なお、辞退により発生する費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

また、次のいずれかの要件に該当するときは、当該返礼品を取扱停止にするものとし、取扱停止を決定した場合は、提供事業者に対し、「青森県ふるさと納税返礼品取扱停止通知書」（様式4-5）により通知するものとする。

- (1) 返礼品提供事業者または返礼品が、「3 返礼品提供事業者の要件」及び「4 返礼品の要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 県もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと県が判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。
- (5) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイトに返礼品掲載後、2年にわたり申込少數のとき。
- (6) その他、ふるさと納税制度の運用に支障をきたすと認められる行為があったとき。

9 実地調査等

- (1) 県は、返礼品提供に当たり適正かつ確実な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、返礼品提供事業者に対して、返礼品に係る業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、または調査することができる。
- (2) 返礼品提供事業者は、(1)に規定する県が行う調査等に応じなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定に関わらず、各種法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

10 その他の留意事項

- (1) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供を依頼するものであり、県が買取りを確約するものではない。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について県及び委託事業者へ速やかに報告すること。なお、品質等による補償

や、クレーム対応については、県は一切の責任を負わないものとする。

(3) 返礼品提供事業者は、ふるさと納税に係る総務省告示の基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

(4) 返礼品提供事業者が、本要領に違反し、または県に損害を与えた場合は、県は、当該返礼品提供事業者に対し、違約金及び損害賠償を請求することがある。

(5) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県との協議によるものとする。